

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成25年 6月 6日現在

機関番号：33908

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2011～2012

課題番号：23830095

研究課題名（和文）著作権政策の多国間比較分析

研究課題名（英文）Comparative Analysis of Copyright Policy

研究代表者

京 俊介 (KYO SHUNSUKE)

中京大学・法学部・講師

研究者番号：80609222

研究成果の概要（和文）：著作権政策分野において、政策帰結における国ごとの差異が大きいとみられる私的録音録画補償金制度の形成過程を具体的な対象とする多国間比較事例分析を行うことによって、著作権政策の政策帰結に影響を及ぼす可能性のある政治的・制度的要因を探索した。その結果、裁判所の判決、専門家集団、著作権法上の権利の状況、および、利益団体の選好配置が著作権政策の政策帰結に影響を及ぼす可能性があることが明らかになった。

研究成果の概要（英文）：This research project investigates political and institutional variables which are able to influence copyright policy outcomes through comparative case study of levy system in copyright law of Japan, U.S., U.K. and Germany. It shows that copyright policy outcomes are probably influenced by courts' judgments, professional groups, rights under present copyright law, and policy preference of interest groups.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2011年度	700,000	210,000	910,000
2012年度	800,000	240,000	1,040,000
年度			
年度			
年度			
総計	1,500,000	450,000	1,950,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：政治学

キーワード：政策形成過程，著作権法，私的録音録画補償金制度，比較政治

1. 研究開始当初の背景

研究代表者はこれまで、日本の著作権政策形成過程を対象とする通時的および共時的比較事例分析を行ってきた。その際、政治学における近年の主要な研究動向である新制度論に依拠しながら日本の政策形成過程の構造を規定する制度に注意を払いつつ、著作権政策の政策帰結は官庁・利益集団・政治家の相互作用のあり方によって左右されることを、ゲーム理論に基づくモデルを構築する

ことを通じて明らかにした。

上述した研究の中で分析対象とした著作権政策の事例に、私的録音録画補償金制度の政策形成過程がある。この政策形成過程において、研究代表者は、利益集団の政策選好の配置とロビイングコストが政策帰結に対して決定的な影響を与えていることを明らかにした。より具体的には、機器メーカーの利益団体が制度の導入を阻止する役割を果たすとともに、その政策選好の変化が制度の導入を実現に向かわせる結果となり、制度の見

直し時には制度の決定的な変化を阻止する役割を果たした、ということである。

ここで、研究代表者は、他の先進主要国の著作権政策に目を向け、同じ私的録音録画補償金制度の政策帰結に関してかなりの差異が存在していることに着目した。この差異を生じさせている要因について、多国間事例分析から明らかにすることにより、日本の著作権政策形成過程、ひいては著作権政策分野が属していると考えられる、政治家が強い関心をもたない「ロー・セイリアンス」の政策分野の政策形成過程の特質を明らかにすることができる、と研究代表者は考えた。

2. 研究の目的

上述した背景に基づき、本研究で目的として設定したのは以下の2点である。

(1) 私的録音録画補償金制度をめぐるのは各国で法的紛争が起り、その結果として裁判所の判決が存在している。それを念頭におきながら、日本政治研究ではその重要性は認識されつつも政策過程分析ではあまり扱われてこなかった、裁判所の判決が政策帰結に対してどのような影響をもたらしているのかを明らかにする。

(2) 研究代表者による従来の研究では日本の著作権政策形成過程のみを分析対象としてきたが、それを複数の先進主要国に拡大し、それら複数の国における中長期的な政策の維持・変化を対象とする比較事例分析を行い、著作権政策の差異を生み出している要因を明らかにする。

3. 研究の方法

録音・録画に用いられる機器や媒体に対して、権利者に対する補償金・著作権使用料分を消費者に販売する際に価格に上乗せして徴収・分配するという仕組みである私的録音録画補償金制度に焦点を当て、日本、アメリカ、イギリス、ドイツを対象とする著作権政策形成過程に関する多国間比較事例分析を行った。

4. 研究成果

(1) 各国の個別の事例分析によって明らかになった、私的録音録画補償金制度の政策形成過程の概要は以下の通りである。

①日本

1970年代後半から権利者団体が、ドイツに倣った私的録音録画補償金制度の導入を要望しており、それを受けて文化庁の審議会等で導入を検討する議論がなされた。しかし、機器メーカー団体が導入に強く反対している間は実現しなかった。この状況は1980年代後半に新しいデジタル録音機器・媒体であるDATが登場したことによって変化した。DATを宣伝・販売するために機器メーカー側にも補償金制度を導入する利益があることが明らかになったことによって、権利者団体と機器メーカー団体の間に制度の導入に向けての合意が成立した。この合意に基づき、1992年の著作権法改正によってデジタル方式の録音・録画を対象とし、具体的な機器・媒体を政令で指定する方式の私的録音録画補償金制度が導入された。

その後、CD-RやDVD等の新しいデジタル方式の機器・媒体を政令指定することによって、この制度は維持されてきた。2000年代に至って、iPod等のHDD等に記録する新しい機器が私的録音・録画に用いられることが多くなり、そのような機器を政令指定により課金対象とするように権利者団体は要望した。しかしながら、著作権政策の形成過程において政策帰結のあり方に決定的な位置を占める機器メーカー団体が強硬に反対し、結果として追加の政令指定は見送られた。現在、私的録音録画補償金制度は、DVDや、制度の見送りの過程で権利者団体と機器メーカー団体との妥協から追加指定されたブルーレイディスクからの収益により辛うじて維持されているといえる状態である。さらに、2012年に、最高裁判所はデジタル放送の録画について補償金を納付する必要があることを認める判決を出したために、この制度によって徴収できる補償金の額はさらに縮小していくことが予測される。

②アメリカ

1970年代後半に、日本のメーカーが発売したテレビ放送を録画する機器をめぐる、大手映画会社が機器メーカーを著作権の侵害に寄与しているとして訴訟を起こした。この訴訟について連邦地裁と連邦控訴裁で異なる結論の判決が出される中、録音および録画を対象とする補償金制度の導入に関する検討が1980年代初めに連邦議会で行われた。議会では、権利者側の立場から補償金制度を導入するための法案を提出する議員と、メーカー側および消費者側の立場から私的録音・録画を合法にする法案を提出する議員との主張が対立し、いずれも数回の審議未了・廃案となった。

1984年、連邦最高裁判所は私的録画を「タイム・シフティング」として著作権侵害ではないと結論するいわゆる「ベータマックス」

判決を出した。この判決が影響し、私的録画を対象とする補償金制度は連邦議会での検討の対象から外れ、議論の焦点は私的録音に絞られた。この頃、DATの販売計画が明らかになり、それにはコピーガード機能の組み込みが技術的に可能であった。これを義務化して私的録音の抑制を試みる法案が提出され、それに有力な権利者団体であるレコード会社の団体が大幅な譲歩を行って賛意を示したことにより、補償金制度導入以外の解決策が実現するかにみえた。しかしながら、その他の利益団体および専門性の高い官僚集団たる著作権局の反対もあって、補償金制度導入に向けて再度関係団体間の交渉が進められた。この交渉の結果、1991年に権利者団体と機器メーカー団体間の妥協が成立し、1992年の「デジタル家庭内録音法（AHRA）」の成立によりデジタルの録音のみを対象とする補償金制度が導入された。

しかしながら、その後補償金制度は事実上効力をもちないものとなってしまった。1990年代後半に発売されたMP3プレイヤー「Rio」に対し、権利者団体はAHRA違反を理由に提訴したが、連邦地裁・連邦控訴裁いずれも権利者側の請求を棄却し、そのような機器はAHRAの対象でないと判示した。その後和解が成立し、新しい録音機器は課金対象とはならないことが事実上確定し、補償金制度は死文化している。

③イギリス

イギリス著作権法では本来違法である私的録音録画が実態としては広く大量に行われていることから、1970年代後半から著作権法の全面改正についての検討に並行する形で補償金制度の導入について政府内で検討が行われた。数次にわたって政府報告書が公表され、それに対する関係団体からの意見を募った結果、1986年にはドイツに倣った補償金制度を導入することが保守党政府の結論として一旦まとめられた。

しかしながら、総選挙を経て閣内において消費者利益とのバランスが考慮された結果として、1987年に著作権法の全面改正案が議会に提出された際には補償金制度の導入は見送られた。議会内で野党・労働党によって補償金制度を導入する修正が試みられ、それに一部の与党議員も同調し、一時は修正案が成立した。しかし、その後の段階で覆され、結果として導入はされなかった。この著作権法全面改正においては、私的録音・録画の範囲が他国より非常に限定的に規定され、同時に貸与に関する権利も強められた。これによって、少なくとも法律上においては、私的録音・録画による権利者の経済的利益への悪影響を押さえ込む試みがなされている。

④ドイツ

1950年代には既に私的録音をめぐる権利者団体と機器メーカーの間の法廷闘争が生じていた。その当時、著作権法の全面改正に向けての検討が行われており、連邦政府は私的録音を容認する規定案を作成していた。しかしながら、上述の訴訟における判決において、連邦通常（最高）裁判所は、レコードからの複製を私的複製の範囲から除外した。この判決が影響し、その後公表された連邦政府の著作権法改正草案もレコードからの複製を私的複製から除外するものとなった。さらに1960年代に連邦通常裁判所は、著作権者に対する報酬支払義務をメーカーに課す方法を提示した。それが立法側にとってのヒントとなり、1965年の著作権法全面改正によって、録音・録画機器を対象とする私的録音録画補償金制度が世界で初めて導入され、これが各国の制度の原型となっていった。

制度導入当時は機器のみを課金対象としていたが、隣国のオーストリアが1980年に録音の記録媒体（テープ等）を対象とする補償金制度を導入したのに続き、1985年の著作権法改正により対象を記録媒体に拡大する改正を行った。また、2007年には汎用性をもつ機器を対象として含めるための改正が行われ、その結果としてiPod等の新しい機器も課金対象となっている。

(2) 各国の個別の事例分析に基づいて行った多国間比較事例分析によって得られた、著作権政策の帰結を左右する要因は、未だ暫定的な結論ではあるが、以下①～④の通りである。

①裁判所の判決：ドイツの事例でみられたように、制度の基本構想を立法側に与える場合がある。また、日本やアメリカの事例でみられたように、制度の対象範囲を絞り込み、アクターの利益を規定する効果をもつと考えられる。

②専門家集団：一般的には議員が関心をもちにくい分野であるがゆえに、専門家集団による制度設計が重要性をもつ。日本においては文化庁官僚、ドイツにおいては司法省官僚が制度設計に深く携わっている。また、議員と利益団体との直接的な結びつきがみられるアメリカにおいても、具体的な制度設計は著作権局が行っているという事実が確認された。

③著作権法上の権利等：著作権法上、私的複製が広く認められているほど、また、貸与権が弱いほど、私的録音録画補償金の導入によって権利者が受ける利益が大きくなるため、ロビイングのインセンティブが高ま

る。日本のみを対象とした研究からは捉えられなかった点であるが、国際比較の観点からみれば、私的録音録画に関する日本の著作権は弱いといえ、権利者団体のロビイングのインセンティブは相対的に高い。

- ④利益団体の選好配置：関係する利益団体がどのような政策選好をもっているかが政策帰結を左右しうる。日本およびアメリカの事例から明らかになったように、権利者団体と機器メーカー団体の間の妥協が政策帰結に決定的な影響を与える。しかしながら、イギリスおよびドイツの事例からは、利益団体の選好配置という要因のみからは政策帰結を説明できないことが明らかとなった。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計1件)

- ①京俊介「アメリカにおける私的録音補償金制度の形成過程：著作権政策形成過程の多国間比較事例分析に向けて」『中京法学』査読無，第47巻3・4号，2013年，141-174頁。

[学会発表] (計2件)

- ①京俊介「ゲーム理論と事例分析：『著作権法改正の政治学』の試み」日本行政学会2012年度研究会分科会 行政研究の方法論 (於慶應義塾大学)，2012年5月19日。
- ②京俊介「著作権法の立法過程分析：政治学の視点から」著作権法学会2012年度研究大会シンポジウム 著作権法の将来像と政策形成 (於一橋記念講堂)，2012年4月21日。

[図書] (計1件)

- ①京俊介『著作権法改正の政治学：戦略的相互作用と政策帰結』木鐸社，2011年，270頁。

6. 研究組織

(1) 研究代表者

京 俊介 (KYO SHUNSUKE)
中京大学・法学部・講師
研究者番号：80609222

(2) 研究分担者

(3) 連携研究者